

# 令和元年10/1(火)から体育施設の使用料をご負担いただいております

三重県教育委員会保健体育課

陸上競技・野球・サッカー  
ができる広さです。

(料金表)

体育施設	単 位	金 額
運動場	10,000 m <sup>2</sup> 未満 1時間につき	300 円
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 1時間につき	600 円
テニスコート	1面 1時間につき	200 円
体育館 バスケットボールができる 広さです。	600 m <sup>2</sup> 未満 1時間につき	300 円
	600 m <sup>2</sup> 以上 1時間につき	600 円
トレーニング場	全面 1時間につき	100 円
武道場 柔道場か、 剣道場1面 です。	半面 1時間につき	100 円
	全面 1時間につき	200 円
弓道場	全面 1時間につき	100 円
レスリング場	全面 1時間につき	100 円
卓球場	全面 1時間につき	100 円
体操場	全面 1時間につき	200 円
ウェイトリフティング場	全面 1時間につき	100 円
フェンシング場	全面 1時間につき	100 円
ボクシング場	全面 1時間につき	100 円

一時間に満たない時間は、一時間とします。

照明設備の使用料は、施設使用料に加えて納めていただきます。

みなさんからいただいた使用料は、体育用具の更新等、環境整備に充て、良好な環境整備に努めます！

## スポーツに親しんで健康になろう！

## 体育施設の使用法

①申請者は、使用を希望する学校に、体育施設使用許可申請書を提出する

※申請する前に施設の空き状況を学校へ確認してください。

- 申請書の内容を確認しましたか？
- すべての項目に記入しましたか？

②学校から、体育施設使用許可書を受け取る

使用日時、条件等を確認してください。  
※学校の都合で許可されない場合もあります。

- 【**使用許可を受けた事項を変更する場合**】使用する日の5日前までに、体育施設使用（変更）許可申請書を提出してください。

③県立学校体育施設開放におけるチェック表により、当日の健康状態の確認後、体育施設を使用する

鍵の受け渡しは、各学校の指示に従ってください。

チェック表により、参加者全員の健康状態を確認してください。

学校の指示に従って体育施設を使用してください。

※使用後は、使用簿に記入してください。

④県立学校体育施設開放におけるチェック表により、活動終了後消毒を行う。

使用者が頻繁に触れた場所の消毒をお願いします。

チェック表は、使用した日に学校から指定された場所へ提出してください。

⑤使用料は、納入通知書により金融機関で納める

納入期限までに納めてください。

体育施設を開放している学校

※体育施設を開放している県立学校、開放施設一覧、所在地、連絡先等については、

(<https://www.pref.mie.lg.jp/SPORTS/HP/881750001.htm>)

よりご確認ください。

※ご不明点等ございましたら、各学校まで、お問い合わせください。

